

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領

平成 年 月 日
知床五湖の利用のあり方協議会

1. はじめに

知床五湖の利用のあり方協議会では、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期^{※1}に知床五湖地上遊歩道にて利用者を引率することのできる「知床五湖登録引率者」^{※2}の平成〇〇年度以降の新規登録に向けた養成を希望する者を募集します。今回募集する新規養成希望者は、所定の養成研修カリキュラム^{※3}修了後に最長 3 カ年の登録試験の受験資格を得ることができ、最短で平成〇〇年春から知床五湖登録引率者としてヒグマ活動期の知床五湖地上遊歩道の引率が行えるようになります。

- ※1 「ヒグマ活動期」…別添参考 1 「知床五湖利用調整地区利用適正化計画」参照。知床五湖においてヒグマの活動が活発な時期であり、地上遊歩道の立入に際し知床五湖登録引率者の同行が義務づけられる期間。5 月 10 日から 7 月 31 日。
- ※2 「知床五湖登録引率者」…知床五湖におけるヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖利用のあり方協議会が養成し、環境省釧路自然環境事務所長が登録した者。
- ※3 「養成研修カリキュラム」…別紙 2 「養成研修カリキュラム一覧」及び別紙 3 「養成研修日程」参照。

2. 募集人数

10 名

※応募者が募集人数を超えた場合、抽選とします。

3. 募集期間

平成〇〇年〇月〇日（○）から平成〇〇年〇月〇〇日（○）まで（当日必着）

4. 受講料

10,000 円（研修終了後の登録試験の際に受験料 3,000 円/回が必要）

5. 新規養成カリキュラム

知床五湖登録引率者は、ヒグマと遭遇しないよう遭遇回避の行動をとりながら遊歩道を引率し、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うとともに、次の知識・技術を身につけていなければなりません。

- ①知床五湖の地理を熟知していること。
- ②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。
- ③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。
- ④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。
- ⑤知床五湖で同行者を引率する際の危機管理に関する知識を有していること。
- ⑥知床五湖で最大 10 名の同行者の統率をとり行動できること。

これらの知識・技術を身につけるため、別紙 2 「養成研修カリキュラム一覧」の研修・インターン等を実施します。日程については別紙 3 「養成研修日程」のとおりになっています。

6. 新規養成者の応募条件

- ①知床五湖利用調整地区制度の趣旨・目的に賛同し、登録引率者資格の取得を希望する者
- ②同行者に対する引率能力に関して以下のいずれかを満たしている者。ただし里地、森林、山地等における引率に関するものに限る。
 - ・過去に 1 年以上の自然ガイドの実務実績がある者。
 - ・自然ガイドに関する相応と認められる資格等を有している者。
 - ・各地域の自然ガイド団体、観光協会等の機関による推薦がある者。
- ③知床五湖の利用のあり方協議会が主催する養成研修を全て受けることができる者。

7. 知床五湖登録引率者要件

- ①成人であること。
- ②事故発生時の責任対応のために、1 事故について 3 億円以上（アクティビティの性質により 3 億円以上の契約が不可能な場合はその最高額）の賠償責任保険に加入していること。
- ③過去 2 年以内に普通救命救急講習又はそれに準ずる講習を受講していること。
- ④知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる登録引率者代表（3 名）の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任ができること。

8. 応募手続

(1) 応募書類の作成及び提出方法

別紙 1 の応募用紙に必要事項を記入し、以下のいずれかの書類を同封のうえ、下記宛先に郵送または持参する。

- ・履歴書（自然ガイドの実務実績が分かるもの）
- ・自然ガイドに関する資格等証書写し
- ・各地域の自然ガイド団体、観光協会等の機関による推薦状

(2) 受付期間

平成〇〇年〇月〇〇日（〇）まで（当日必着）

※応募者が募集人数を超えた場合、募集要件の確認後抽選とします。

問い合わせ先：環境省ウトロ自然保護官事務所

TEL：0152-24-2297（平日 8:30～12:00, 13:00～17:15）

FAX：0152-24-3646

応募書類提出先：

〒099-4354 斜里郡斜里町ウトロ西 186-10

知床世界遺産センター内

環境省ウトロ自然保護官事務所